

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住所又は居所															氏 名	(受給者番号)	
																	(フリガナ)	
																	(役職名)	
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額				
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円				
控 除 対 象 配 偶 者の有無等		配偶者特別 控除の額	扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特 定 人	老 人 人	そ の 他 人	特 別 人	そ の 他 人											
有	無	従 有	従 無	千 円				人	人	人	人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円														配偶者の合計所得 千 円				
														個人年金保険料の金額 千 円				
														旧長期損害保険料の金額 千 円				
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 多 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日						
										就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		住所(居所) 又は所在地																
氏名又は 名 称		(電話)																
整 理 欄		①				②				3 1 5 - 1								

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住所又は居所															氏 名	(受給者番号)	
																	(フリガナ)	
																	(役職名)	
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額				
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円				
控 除 対 象 配 偶 者の有無等		配偶者特別 控除の額	扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特 定 人	老 人 人	そ の 他 人	特 別 人	そ の 他 人											
有	無	従 有	従 無	千 円				人	人	人	人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円														配偶者の合計所得 千 円				
														個人年金保険料の金額 千 円				
														旧長期損害保険料の金額 千 円				
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 多 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日						
										就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		住所(居所) 又は所在地																
氏名又は 名 称		(電話)																
整 理 欄		①				②				3 1 5 - 1								

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住所又は居所															氏 名	(受給者番号)	
																	(フリガナ)	
																	(役職名)	
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額				
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円				
控 除 対 象 配 偶 者の有無等		配偶者特別 控除の額	扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特 定 人	老 人 人	そ の 他 人	特 別 人	そ の 他 人											
有	無	従 有	従 無	千 円				人	人	人	人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円														配偶者の合計所得 千 円				
														個人年金保険料の金額 千 円				
														旧長期損害保険料の金額 千 円				
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 多 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日						
										就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		住所(居所) 又は所在地																
氏名又は 名 称		(電話)																
整 理 欄		①				②				3 1 5 - 1								

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住所又は居所															氏 名	(受給者番号)	
																	(フリガナ)	
																	(役職名)	
種 別		支 払 金 額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源 泉 徴 収 税 額				
		内 千 円				千 円				千 円				内 千 円				
控 除 対 象 配 偶 者の有無等		配偶者特別 控除の額	扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額						
			特 定 人	老 人 人	そ の 他 人	特 別 人	そ の 他 人											
有	無	従 有	従 無	千 円				人	人	人	人	人	人	千 円	千 円	千 円	千 円	
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円														配偶者の合計所得 千 円				
														個人年金保険料の金額 千 円				
														旧長期損害保険料の金額 千 円				
未 成 年 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	婦 特 別	寡 夫	勤 労 多 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日						
										就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		住所(居所) 又は所在地																
氏名又は 名 称		(電話)																
整 理 欄		①				②				3 1 5 - 1								

備 考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第 226 条第 1 項に規定する給与等（以下この表において「給与等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金のように記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した給与等（令第 311 条に規定する給与等を含む。）の金額を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (4) 「給与所得控除後の給与等の金額」の項には、法第 190 条の規定の適用がある場合に限り、支払金額に応じて求めた法別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を記載すること。
 - (5) 「所得控除の額の合計額」の項には、法第 190 条の規定の適用がある場合に限り、同条第 2 号の規定によりその年の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号イからホまでに掲げる金額の合計額を記載すること。
 - (6) 「源泉徴収税額」の項には、次に掲げる税額を記載し、当該税額のうちに源泉徴収票を作成する日においてまだ法第 183 条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
 - (イ) 法第 190 条の規定の適用がある場合 同条に規定する超過額がある場合には法第 183 条の規定により徴収される税額から当該超過額に相当する金額を控除し、法第 190 条に規定する不足額がある場合には法第 183 条の規定により徴収される税額に当該不足額に相当する金額を加算した金額
 - (ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 法第 183 条の規定により徴収される税額
 - (7) 「控除対象配偶者の有無等」の項には、その年 12 月 31 日（年の中途において退職したものについては、退職当時。以下この表において同じ。）の現況により、該当欄の該当事項を○で囲むこと。
 - (8) 「配偶者特別控除の額」の項には、法第 190 条第 2 号の規定によりその年の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ニに規定する配偶者特別控除の額に相当する金額を記載すること。
 - (9) 「扶養親族の数」の項には、その年 12 月 31 日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載し、当該老人扶養親族のうちに租税特別措置法第 41 条の 16 第 2 項の規定に該当する老人扶養親族があるときは、その該当する者の数を内書すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の扶養親族の数を記載すること。
 - (10) 「控除対象配偶者の有無等」及び「扶養親族の数」の「従」と記載されている項には、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出している者の控除対象配偶者の有無及び扶養親族の数を(7)及び(9)に準じて記載すること。
 - (11) 「障害者の数」の項には、その年 12 月 31 日の現況により、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに租税特別措置法第 41 条の 16 第 1 項の規定に該当する特別障害者があるときは、その該当する者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
 - (12) 「社会保険料等の金額」の項には、法第 190 条第 2 号の規定によりその年の給与所得控除後の給与等の金額から控除した次に掲げる金額の合計額を記載し、(ロ)に掲げる金額については、これを内書すること。この場合において、当該合計額のうちに法第 196 条第 2 項に規定する社会保険料の金額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払った当該社会保険料の金額を記載すること。
 - (イ) 法第 190 条第 2 号イに規定する社会保険料の金額及び同号ロに規定する社会保険料の金額に係る控除の額
 - (ロ) 法第 190 条第 2 号イに規定する小規模企業共済等掛金の額及び同号ロに規定する小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額

- (13) 「生命保険料の控除額」の項には、法第 190 条第 2 号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する生命保険料の金額及び個人年金保険料の金額に係る控除の額の合計額を記載すること。この場合において、当該合計額のうちに個人年金保険料の金額に係る控除の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払った当該個人年金保険料の金額を記載すること。
- (14) 「地震保険料の控除額」の項には、法第 190 条第 2 号の規定によりその年分の給与所得控除後の給与等の金額から控除した同号ロに規定する地震保険料の金額に係る控除の額を記載すること。この場合において、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）附則第 10 条第 2 項の規定の適用があるときは、同項第 1 号に規定する地震保険料等の金額に係る控除の額を記載することとし、同項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る同号に規定する旧長期損害保険料の金額を記載すること。
- (15) 「住宅借入金等特別控除の額」の項には、租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 第 1 項の規定によりその年分の法第 190 条第 2 号に掲げる税額（以下(15)において「算出税額」という。）から控除した年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額を記載すること。この場合において、その年分の同項に規定する当該申告書に記載された金額が算出税額を超える場合には、「摘要」の欄にその旨及び当該金額を記載すること。
- (16) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に掲げる事項を記載すること。
- (イ) 法第 190 条第 2 号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額がある場合 その合計所得金額又はその見積額
 - (ロ) 給与等の支払を受ける者が法第 185 条第 1 項第 2 号の規定の適用を受ける者である場合 乙欄適用者
 - (ハ) 法第 190 条及び令第 311 条の規定の適用を受けた者である場合 その計算の基礎となつた従前の給与等の支払者の支払の確定した給与等の金額及びその支払者の氏名又は名称並びに同条に規定する主たる給与等の支払者でなくなる日
 - (ニ) 給与等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、租税特別措置法第 41 条の 17 第 1 項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合 その旨
 - (ホ) 給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第 41 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた者である場合 その適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 16 条第 1 項の規定による租税特別措置法第 41 条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）
 - (ヘ) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第 3 条の 2 又は第 9 条第 2 項の規定により法第 183 条の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合 その旨及びその所得税の額
 - (ト) 所得税条約に基づき課税の免除を受ける給与等がある場合 その旨
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。